

第 10 回 筑後市 農業委員会 総会議事録

- 日 時 令和 6 年 4 月 5 日 午後 1 時 25 分～午後 2 時 14 分
- 場 所 中央公民館 2 階 会議室
- 出 欠 者 出席者 13 名 欠席者 3 名
- 議 事 1. 開 会
2. 議事録署名人の指名
3. 付議事案
- 報告 第 1 号 専決処分について
- 報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について
- 報告 第 3 号 農地法第 18 条の規定による合意解約について
- 報告 第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について
- 報告 第 5 号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について
- 議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について
- 議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について
- 議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について
- 議案 第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農地利用集積計画の利用権設定について
- 議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案 第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案 第 7 号 農地法第 3 状の規定による許可申請に係る標準処理機関の設定について
4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（13 名）

1 番	松永 博視	2 番	富安 春二
3 番	吉武 正悟	4 番	鶴田 清
5 番	田島 雅弘	7 番	溝口 弘之
9 番	下川 一馬	10 番	中村 勇次
11 番	城戸 孝行	13 番	下川 隆稔
14 番	成清 輝美	15 番	岡本 義照
16 番	近藤 茂		

欠席委員（3 名）

6 番	河原 努	8 番	中村 伸秀
12 番	井寺 知江子		

出席事務局職員

事務局長 井 上 浩 二
課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後 1 時 25 分 開会

○事務局

それでは皆様時間前ですが、お揃いですので始めさせていただきますと思います。
それでは、携帯等はマナーモードにさせていただきますようにお願いします。それでは
会長の方からよろしくお願いします。

○議 長

皆さん改めてこんにちは。（こんにちは）大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。只今から第 10 回の農業委員会総会を始めさせていただきます。
本日は 6 番の河原努委員、8 番の中村伸秀委員、12 番の井寺知江子委員が欠席でございます。

次に注意事項でございます。効率的な審議となるよう、事務局からの説明は簡潔に
お願いします。また、発言される委員さんは議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては最後の協議
事項の際にお願いを致します。

本日の議事は報告事項が5件、議案が7件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。

次に議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には4番の鶴田清委員、5番の田島雅弘委員にお願いします。

それでは早速、報告事項に入ります。報告第1号について事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは議案書の1ページをご覧ください。

報告第1号 専決処分について

でございます。

人事異動がございましたので、その分についての報告でございます。(異動内容について読み上げにて説明) 3名の職員の異動がございましたので、委員の皆様へご挨拶をさせたいと思いますが、入室させてよろしいでしょうか。(はい) それでは入室をさせます。(名簿の順に職員入室、各自より挨拶し退出)

○議長

それでは引き続き、報告第2号から第5号について、続けて事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の2ページと3ページになります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について

でございます。

認定農業者の方の再認定とか新規とか変更とかになります。まず2ページですね。今回の認定農業者さんは、市の認定で区分が再認定、上から____さん、____さん、農政区は尾島で目標とする経営規模はそちらに書いてあるのをご参照いただければと思います。続きまして____さん、____さんと____さん、水田中、____さん、____さん、桑鶴でございます。が再認定になります。新規でございます。____さん、倉敷でトマト、32a、____さん、万才で中玉トマト 29a、____さん、前津で梨

186 a、_____さん、井上でイチゴ 13 a でございます。

それでは続きまして、3 ページをご覧ください。変更で法人さんとあとは、共同認定という形で一番下の_____さんですね。一番上、_____さん、変更は機械の追加。続きまして_____さん、倉庫と機械の追加。_____さんは、機械の追加、_____さんは、機械の追加、_____さんは、代表連作先と機械の追加、_____さんは、代表連作先と機械の追加、_____さんと_____さんでこれは親子で共同認定というところで、この変更の内容はですね5年後の目標と言いますか、それをしているので、今年度すぐに機械の追加だったりされるというわけではなくてということで農政課の方から伺っておるところでございます。県知事認定、県認定の変更でございます。_____さんは、機械の追加、_____さんは、法人代表変更と機械の追加というところになってございます。

県の認定はですね他の市町にですね経営農地があるため県知事が認定するというところになっております。

今回の認定件数は下に書いておるとおりで、17 経営体、令和6年3月1日現在の認定農業者数は全部で176 経営体、内訳は下に書いてあるとおりでございます。報告は以上でございます。

○事務局

続きまして、私の方からは4 ページの報告第3号を報告致します。

報告第3号 農地法第18条の規定による合意解約について でございます。

農地法3条で貸借されておりました田1筆の合意解約です。第1項、所在富安、田1筆、面積1,381 m²、解約事由は、耕作者の変更のためでございます。解約後については、22 ページ第12項で貸貸借権の設定が出ております。

続きましては、議案書5 ページをお願いします。

報告第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について でございます。

第1項を説明します。第1項、所在溝口、田1筆、面積1,155 m²、解約事由は27

ページ第3項にある農地転用のためでございます。第2項以降については、関連のページがある場合は記載しておりますのでご確認をお願いします。

○事務局

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

報告第5号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況について

でございます。

こちらいわゆる営農型発電のですね、市内には、2か所ございます。そちらの報告でございます。第1項の所在、蔵数の面積が1,604 m²のうち23.10 m²下部の支柱面積でございます。申請人は一条の_____さん、一時転用で令和6年3月5日から3年間、令和9年3月4日まででございます。下部の作物はさつまいも、作付面積はパネルの下部の面積で401.02 m²、反収は1,059.8 kgで地域平均的な反収の105.9%になります。

続きまして第2項所在、津島、面積は5,408 m²のうち4.77 m²こちら支柱の面積になります。久留米市の_____、一時転用で令和4年11月29日から3年間でございます。下部の作物は飼料用レンゲでございます、作付面積は2,523.24 m²、反収は2,945 kg地域の平均的な反収の147.3%というふうになっております。いずれも反収の80%切ってしまいますとよっぽど天候不順とか災害とかなければ80%を切った時点で即、太陽光発電設備を撤去せんといかんいうふうに厳しくなっております。全国的にも下部の作物がちゃんと取れてなかったり、報告がなかったりというところで今後も昨年度は刈り取りの時とか植えられる時にですね、各委員さんに来てもらっていますので引き続きお願いしたいと思います。私からの報告は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。これで報告事項を終わります。次に、議案第1号を提案していきたいと思えます。

○委員(11番)

ちょっと尋ねますけど

○議長

はい。どうぞ

○委員(11番)

先程の変更の_____さんですね、共同認定ちゃ普通のあの親子とかどういうふうに違うとですかね。

○議 長

はい。事務局いいですか

○事務局

それでは、私から方から共同認定と親子認定と一緒にですね。親子、家族協定と一緒にでございます。

○委 員（１１番）

ああ一緒。わかりました、ありがとうございました。

○議 長

それでは議案第１号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の１０ページをお願い致します。

議案第１号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第６条の規定による
あっせん譲受等候補者の登録申請について でございます。

第１項、氏名、_____さん、住所、大字下妻、経営形態、米麦大豆、面積 368.74 a、農業労働力、計２名でございます。下妻の田約５反を購入予定のため申請されています。_____さんにつきましては、あっせん登録に必要とされる 117 a 以上の経営面積の要件や青壮年を含む２人以上の家族農業従事者がいること等の要件を満たしております。説明は以上です。

○議 長

議案第１号について、質問のある方はどうぞお願いをいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第１号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第２号を提案いたします。本日は２件でございます。まず第１項について

事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の11ページをお願いいたします。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について
でございます。

第1項、所在庄島、地目田1筆、面積1,067㎡、渡人、大字熊野の____さん、受人、大字庄島の____さん、利用目的は米麦大豆、売買価格は総額____円、引き渡しは、令和6年4月15日でございます。受人の____さんは令和元年8月にあっせん登録されております。説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終わりました。第1項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第2項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、所在西牟田、地目田2筆、面積計1,731㎡、渡人、公益財団法人 福岡県農業振興推進機構、受人、大字西牟田の____さん、利用目的は米麦大豆、売買価格は総額で____円、引渡しは令和6年4月30日でございます。受人の____さんは令和6年2月にあっせん登録されております。

こちらの農地は、2月の総会で大字西牟田の____さんから推進機構へ所有権移転の承認をいただいた農地でございます。説明は以上でございます。

○議長

それでは第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に議案第3号を提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

12ページをお願い致します。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
及び農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について でございます。

こちらの利用権設定は、12ページから14ページまでございますが。第1項を説明させていただきます。権利種別、貸借権設定、第1項、所在水田、常用、地目田4筆、面積計8,933㎡、利用権は賃貸借、貸人、大字水田の_____さん借人、____、利用目的は、米麦大豆、借賃は反当り_____円、期間は13年5カ月でございます。説明は以上でございます。

○議長

議案第3号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第3号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第4号を提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

15ページをお願い致します。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
でございます。

こちらは15ページから24ページでございます。第1項を説明いたします。権利種別、貸借件設定、第1項、所在大字折地及び古島、地目田5筆、面積計18,738㎡、利用権は賃貸借、貸人、大字折地の_____さん、代表相続の_____さん、借人、大字折地の_____さん、利用目的は米麦大豆、期間は5年間でございます。続きまして集計の説明をさせていただきます。議案書は25ページをお願いいたします。

活弧書きは中間管理事業分で内数となっておりますが、全部の合計のみ読上げます。左上の「総計でございます。田30件、面積119,817.71㎡、畑はございません。

「新規・再設定別」では、新規29件、再設定1件、「通年・期間借地の別」では、通年27件期間借地3件、「小作料納入別」は、金納21件、物納1件、耕起代掻3件、使用賃借5件でございます。右の表をご覧ください。

賃借期間別です。1年1件、2年1件、3年が4件、4年が3件、5年が12件、6年が1件、10年が6件、11年が1件、14年が1件となっております。1年分は中間管理事業へ移行のためで、それまでの期間での設定です。2年の分は、試しの期間としての設定となっております。説明は以上でございます。

○議 長

それでは、議案第4号につきまして質問のある方はどうぞ。

○事務局

すいません、補足で17ページをお願いいたします。

先程の設定の件で17ページの第3項を_____さんの分で説明させていただきたいと思います。_____さんの所有の田ですね、田が4年ほど前に所有されておった分の案件でございまして、これを今回ですね。_____さんの方に貸されるということでの申請が出されております。4年ほど前に所有されたことでして貸しにだされるということですので、事務局としては特段問題があると思いませんでして悪くなるような話ではなかったので受付をしております。補足させていただきました。以上でございます。

○議 長

何かこの件につきまして、何かご質問のある方は。

【質問なし】

質問も無いようでございますので議案第4号につきまして承認することに賛成の方、

挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に議案第5号農地法3条について提案致します。本日は3件でございます。第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは、26ページをお願いします。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、売買、所在長浜、地目畑1筆、面積367㎡、渡人、大字長浜の____さん、受人、大字久富の____さん、申請事由は規模拡大でございます。作物はグリーンピース、ジャガイモ、売買価格は総額____円となっております。説明は以上です。

○議長

それでは次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

11番の城戸です。事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長

説明が終わりましたので、質問がある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決を取ります、第1項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第2項

○委員（15番）

ちょっと、ちょっとよかですか。あのー今、受付がうちのそばにもあの校区内にあ
るけどもこういう形に今後とも、ありうることもあるですたいね。

○事務局

今まで通りが変わったわけではなくてですね、今まで通りで。

○委員（15番）

受人、買われる方が。申請人の方が。

○事務局

買われる方が、そうです

○委員（15番）

受人の住所ですね。あー

○事務局

受人の住所で調査委員さんが決まりますので、今後もそれでいきたいと思います。

○委員（15番）

ああ。いいです。

○議長

それでは、第2項の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、売買、所在久恵、地目畑1筆、面積1,833㎡、渡人、久留米市荒木町の_____さん、受人、八女市稲富の_____さん、申請事由は規模拡大でございます。作物はぶどう、売買価格は総額_____円でございます。_____さんは、年齢は38歳ということでございます。以上です。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

7番の溝口です。只今、事務局の説明通りでございます。受人はぶどうのハウスを作りたいということでと言われておりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

それではですね。第2項につきまして質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に第3項でございますが、農業委員会会議規則第10条の規定によりまして委員は自己に関する事項につきましては、議事に参与することができないことになっております。したがって、_____委員は退席をしていただきます。

【委員 退室】

それではですね。改めまして第3項につきまして提案致します。事務局からの説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、贈与、所在久恵、地目田1筆、面積7,222㎡、渡人、大字久恵の____さん、受人、大字久恵の_____さん、申請事由は、子、_____さんへ贈与のためでございます。作物は米麦大豆でございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

5番田島です。事務局の説明の通りでございます、よろしくをお願いします。

○議長

それでは、第3項につきまして質問のある方はをお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

それでは、_____委員の入室をお願いします。

【委員 入室】

次に議案第6号農地法第5条の転用について提案致します。本日は5件でございます。まず第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは議案書27ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について _____でございます。

第1項、契約、売買、所在徳久、地目田2筆、面積合計の2,008 m²、渡人、筑後市大字熊野の_____さん、同じく大字羽犬塚の_____さん、受人は、佐賀のですね、みやき町の株式会社_____さん、転用目的は、宅地造成8区画となっております。場所の確認をお願いします。地図の1ページです。国道442号線_____の南東約150mの所ですね、用途地域第3種農地で原則許可となります。用途地域ですので造成工事までで許可可能になります。土地の価格は_____円、坪単価の約_____円です。説明は以上です。

○議 長

それでは続きまして、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番鶴田です。事務局の説明の通りでございます。ご審議のほどをお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、第1項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第2項について提案致します。事務局からの説明をお願いします。

○事務局

はい、第2項、契約、贈与、所在久富、地目畑1筆、面積、512 m²、渡人、大字久富の_____さん、受人、熊野の_____さん、親子になられます。申請事由、駐車場、作業場及び資材置場となっております。場所の確認をお願いします。地図の2ページです、_____の信号から入って来た所になります。住宅が連たんしている農地です、この農地は一区画しかありませんので第3種農地で原則許可となりません。受人の_____さんは_____業を営まれておりまして、事業拡大のためですね。贈与による実家の南側に計画をされたものになります。説明は以上でございます。

○議 長

続きまして、担当員の説明をお願いします。

○担当委員

1 1 番の城戸です。事務局の説明の通りでございます。ご審議方お願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、第 2 項につきまして質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第 2 項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第 3 項について提案致します。事務局からの説明をお願いします。

○事務局

はい、第 3 項、契約、売買、所在溝口、地目田 1 筆、面積 1,155 m²、渡人は春日市桜が丘の _____ さん、同じく _____ さん共有名義で持ち分はそれぞれ 2 分の 1、受人は、大字溝口の _____ さん、申請事由は資材置場となっております。場所の確認をお願いします。地図の 3 ページでございます。 _____ のすぐそばになります。こちら北側へ農地の広がりのある農地で 10ha を超える農地で第 1 種農地、ただし事業者さんも同じ溝口に事務所を拠点がありまして、すぐ隣が _____ さんの資材置場で事業拡大によるもので、集落接続で許可可能ということになります。土地の価格は、 _____ 円坪単価の約 _____ 円でございます。今後、資材置場につきましては国からの通知で非常に厳しくなってきます。というのが 1 種農地で資材置場とかですね、転用をしたにもかかわらず太陽光発電を設置したとかという業者、不届きな者がおるようでございます。それがないように転用事業者さんは半年毎にその経過を報告せんといかんこととなりますので、こちらの案件も 4 月許可分からになりますので。あとは、私共と農業委員さんも含めてですね、定期的な確認を行うということが義務づけられますので、この案件の時にご案内をしたいと思います。説明は以上でございます。

○議 長

それでは、担当員の説明をお願いします。

○担当委員

7 番の溝口でございます。只今、事務局の説明の通りでございます。資材置場の横の事業拡大ということで資材置場にしたいと承っております。審議のほどよろしく願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、第3項につきまして質問のある方はお願いします。

○委 員（15番）

よかですか。これは半年毎にずっとあの将来的も現場を確認せやんとですか。

○事務局

そんなふうに通知が来ておりますので、

○委 員（15番）

1年単位じゃなくて

○事務局

半年毎に報告書を転用事業者さんがうちを通じて県の方に提出せんといかんとですよ。更にそれが本当にちゃんとなっているかどうかですね、私どもも確認しますし地元の委員さんも定期的に見回りもしていただいて、ちゃんと申請の事由の資材置場として供されているかというのを確認する必要があります。農林の担当者さんと話をしまして、ほぼ毎月転用がありますので、その時に現地確認に行く時に定期的に一緒に確認に行くということが協議済でございます。

○委 員（15番）

これが1か所じゃなし、今からずっとそういうことが発生した場合はいくつか重なるばってん、まああれしますと。何か所もあるなら毎月行かやんごと状況になって。

○事務局

毎月ではなくて定期的でございますので、年に1回か2回は確認をするとですから半年毎に報告書が上がってきた時にそれを確認に行くということですね。扱いたいと思います。

○委 員（15番）

あ一解りました。

○議 長

私もよかですか。第1種農地についての資材置場が該当するということですよ。

○事務局

基本的にですね、第1種農地は例外的な許可になりますので第3種農地になると原則許可になりますので、その後ですね変更されることは止めようがないので、

1 種農地については、きちんと定期的に行くということになっております。

○議 長

事務処理基準かなんか法律とか

○事務局

通知がきているので。

○議 長

はい。解りました。

○委 員（11番）

もうちょっとよかですか。今んとで第1種やっぱ他んどこでいろんなことができて
るけん厳しなとととですか。

○事務局

今、城戸委員が言われたようにですね、第1種農地は基本的に原則、基本的に許可
はできないけれども例外的に許可できる分があります。それに該当したにもかかわら
ず、許可できないようなですね太陽光発電とかは1種農地は基本的できないからです
ね、そういうのを資材置場で転用許可を受けてすぐに、太陽光発電を設置したとか全
国的に散見されたみたいです。それはいかんからですね。ですので強化されたと。

○議 長

虚偽の申請というわけですね。

○事務局

そうですね、極端にいうとですね。そういう事がないように皆さんも農地パトロールと
か確認をですね、お願いをしたいというふうに思います。

○議 長

他にございませんかね。

ないようですから、第3項について採決をとります。承認すること賛成の方、挙手
をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第4項について提案いたします。事務局からの説明をお願いします。

○事務局

はい。それでは、議案書28ページをご覧ください。

第4項、契約、売買、所在下北島、地目田3筆、面積合計の2,756㎡、渡人、上北島の_____さん、受人は、沖縄県の_____さん、申請事由は共同住宅4棟28戸建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の4ページです。_____のすぐ東の所です。今度、新しくなると_____ですね。ここは2管2施設と言いまして上下水道、上水道、下水道あと_____さんが半径500m以内にありますのでまた、住宅化が進んでいる所で第3種農地、原則許可となる所でございます。土地の価格は合計の_____円坪単価の約_____円、説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

13番の下川です。ただいまの事務局の説明どおりです。審議のほどよろしく願います。

○議長

説明が終わりましたので、第4項について質問のある方はお願いします。

○委員(11番)

買った方が沖縄の人でしょうが、なんかこっち関係とかあつとですかね。わかんないから教えてください。

○事務局

はい。事業者さんから申請されたところのお話によりますと、ここは_____さんで建てられるんですけど_____さんをご存じで、たまたまこちらの方に、いわゆる資産運用という形でされるというところでそういうふう聞いております。

○議長

よろしいですか。

○委員(11番)

はい。

○議長

他によろしいですかね。

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第5項について提案します。事務局からの説明をお願いします。

○事務局

はい、第5項、契約、売買、所在西牟田、地目田1筆、面積、449 m²、渡人、西牟田の_____さん、受人、大牟田市の_____、申請事由、特定建築条件付売買予定地1区画となっております。場所の確認をお願いします。地図の5ページです。_____の交差点から東へ約400mの所で10haを超える広がりのある農地で第1種農地ですが、隣に_____さん家のご自宅があります。1軒でしたら集落接続というところで、北の方に住宅がありますので許可可能というところでございます。土地の価格は_____円で坪単価約_____円、説明は以上でございます。_____さんはですね、今扱っている他の所の案件はないということで確認をしております。

以上でございます。

○議長

次に担当委員の説明ということですが、私が地区担当ということで説明致します。今、事務局からの説明とおりですけど、_____から東に約150mの所ですね。建築条件付売買ということで土地を売買されるということです。説明は以上ですけど何か質問はありますか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第5項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第7号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書29ページをご覧ください。議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請かかる標準処理期間についてでございます。こちら3条の処理期間は変更なく30日でございます。ちなみに昨年度の平均処理は24、5日で処理を行っておると

ころでございます。説明は以上でございます。

○議 長

それでは、議案第 7 号につきまして質問のある方は挙手をお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第 7 号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

本日の案件はこれですべて終了致しました。これをもちまして第 10 回の総会を閉会致します。

午後 2 時 14 分 閉会